

桃山診療所 居宅療養管理指導のご案内

この案内は、桃山診療所居宅療養管理指導の重要事項について書かれています。

南医療生活協同組合 住所：名古屋市緑区南大高二丁目 204 番地
代表者名：代表理事 室生 厚

桃山診療所
住所
名古屋市緑区桃山 1-54
管理者名 藤田 亜紀子
電話
052-876-8880
052-876-8927 (FAX)
事業所番号 2311400978

居宅療養管理指導の目的・内容

居宅療養管理指導の種類	目的・内容
医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。</p> <p>※ 事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。</p>

事業所・職員の体制、営業日

事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	勤務体制
医師 藤田 亜紀子 他	3	勤務時間 (09:00~17:00) 訪問診療に伺った時にご指導します。
看護師 羽柴 小百合 他	4	勤務時間 (08:30~17:30) 利用者様と訪問の時間を調整します。

営業日 (日曜日・祝日・12月30日午後より1月3日までは営業を行っておりません。)

営業日	営業時間
平日	08:40~17:10
土曜日	08:40~12:40

利用料

介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額が利用者の負担額となります。別表をご参照ください。

交通費やキャンセル料は頂きません。

利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたします。自動引き落とし日は、27日(27日が銀行休業日はその次の営業日)となります。※入金確認後、領収証を発行します。

職員教育について

虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

事務長 水野 元和

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

事故発生時の対処方法について

利用者に対する（居宅療養管理指導）の提供により事故が発生した場合は、（名古屋市役所介護保険課）、利用者のご家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（居宅療養管理指導）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。損害保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社

感染症対策について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理をおこないます。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね（6が月に1回）開催するとともに、その結果について、従業員に通知します。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していきます。
- ⑤従業員に対し、感染所予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（居宅療養管理指導）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（BCP・業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられるよう労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当の範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びご家族等が対象になります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時が発生しない為の再発防止策を検討します。

事業所の特徴等

事業所の特色等

(1) 事業の目的

患者様やそのご家族が安心して在宅医療を続けられるように、医療・介護の連携を図りながら支援いたします。

(2) 運営方針

患者様やそのご家族の思いを尊重した医療・介護の提供に努めます。

ケアマネージャや訪問看護、訪問介護等の事業所と連携してよりよいケアの提供に努めます。

(3) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無 (有)

実施日 毎年10月に実施

実施した評価機関の名称 日本医療福祉生活協同組合

評価結果の開示状況 事業所にて閲覧いただけます

その他

事項	内容
満足度評価や監査による改善	患者様の満足度を上げるため、アンケートで効果等を評価や、内部・外部からの監査により、サービスの改善・向上に努めます。
従業員研修	随時、療養管理指導の研修を行っています。

サービスに関する苦情

利用者様に提供したサービスに関する苦情や相談は、桃山診療所にご連絡ください。また、市町村の相談窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

当診療所苦情相談窓口	窓口責任者 水野 元和 電話 (052) 876-8880 苦情箱 (診療所に設置)
市町村・他の苦情相談	各区役所 介護福祉相談課 電話 代表 (052) 803-1111 天白区 (052) 621-2111 緑区 名古屋市健康福祉局介護指導課 電話 代表 (052) 972-3087 愛知県国民健康保険団体連合会 電話 代表 (052) 971-4165

平成 23 年 10 月 7 日：作成
平成 26 年 4 月 1 日：料金、医師体制改訂
平成 26 年 9 月 1 日：医師体制改訂
平成 30 年 4 月 1 日：料金、医師体制改訂
平成 30 年 12 月 13 日：看護体制改訂
令和元年 12 月 5 日：医師・看護師体制改訂
令和 2 年 9 月 1 日：医師・看護師体制改訂
令和 3 年 4 月 1 日 介護報酬変更に伴う改訂
令和 6 年 2 月 1 日 介護報酬変更に伴う改訂
令和 6 年 4 月 1 日 介護報酬変更に伴う改訂

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者	住所	名古屋市緑区桃山一丁目 54 番地	
	事業者（法人）名	南医療生活協同組合	
	施設名	桃山診療所	
		（事業所番号：2311400978）	
	代表者名	代表理事 室生 厚	印
説明者	職名	桃山診療所	
	氏名		印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者	住所		
	氏名		印
代理人（選任した場合）	住所		
	氏名		印